

平成29年鞍手町議会第2回定例会会議録（第4号）						
平成29年 3月16日						
招集場所	鞍手町役場議事堂					
開閉会日時 及び宣告	開 会 開 議				議 長	
	平成29年 3月16日 午後1時00分				星 正 彦	
	閉 会 開 議				議 長	
	平成29年 3月16日 午後1時29分				星 正 彦	
出席及び 欠席議員	議席 番号	氏 名	出欠 の別	議席 番号	氏 名	出欠 の別
	1	熊井照明	出欠	11	岡崎邦博	出欠
	2	須藤信一郎	出欠	12	須山由紀生	出欠
	3	川野高實	出欠	13	須藤敏夫	出欠
	4	宇田川 亮	出欠			
	5	竹内利一	出欠			
	6	田中二三輝	出欠			
	7	星 正 彦	出欠			
	8	鯨坂省治	出欠			
	9	栗田幸則	出欠			
10	久保田正之	出欠				
会議録署名 議員	13	須藤敏夫		1	熊井照明	

職 務 出 席	議会事務局 局長	渡辺智文	出欠	議会事務局 局長補佐	武谷朋視	出欠
	町長	徳島眞次	出欠	会計課長	櫻井順子	出欠
	副町長	阿部 哲	出欠	建設課長	白石秀美	出欠
	教育長	水摩幸隆	出欠	政策推進 課長	三戸公則	出欠
	総務課長	藤原光徳	出欠	地域振興 課長	立石一夫	出欠
	福祉人権 課長	守田純子	出欠	上下水道 課長	原 敏勝	出欠
	税務住民 課長	久保田隆一	出欠	教育課長	筒井英和	出欠
	農政環境課長 兼農業委員会 事務局長	篠原哲哉	出欠	保険健康 課長	松永憲昌	出欠
	地方自治法 第121条 により説明 出席者の 職氏名					
議 事 日 程	別紙のとおり					
付 議 事 件	別紙のとおり					
会 議 経 過	別紙のとおり					

平成29年第2回鞍手町議会定例会議事日程

3月16日 午後1時開議

第4号

- 日程第1 議案第8号 鞍手町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例
(民生産業委員長報告)
- 日程第2 議案第9号 鞍手町隣保館設置及び管理条例の一部を改正する条例
(民生産業委員長報告)
- 日程第3 議案第11号 平成28年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)
(民生産業委員長報告)
- 日程第4 議案第12号 平成28年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
(民生産業委員長報告)
- 日程第5 議案第24号 鞍手町総合福祉センターの指定管理者の指定
(民生産業委員長報告)
- 日程第6 議案第25号 地方独立行政法人くらて病院 第2期中期計画の認可
(民生産業委員長報告)
- 日程第7 議案第1号 鞍手町過疎地域自立促進計画の変更
(総務文教委員長報告)
- 日程第8 議案第2号 鞍手町附属機関設置条例の一部を改正する条例
(総務文教委員長報告)
- 日程第9 議案第3号 鞍手町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
(総務文教委員長報告)
- 日程第10 議案第4号 鞍手町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
(総務文教委員長報告)
- 日程第11 議案第5号 鞍手町特別会計条例の一部を改正する条例
(総務文教委員長報告)
- 日程第12 議案第6号 鞍手町公共施設改築事業引当基金の設置、管理及び処分に関する条例
の一部を改正する条例
(総務文教委員長報告)
- 日程第13 議案第7号 鞍手町税条例等の一部を改正する条例
(総務文教委員長報告)
- 日程第14 議案第10号 平成28年度鞍手町一般会計補正予算(第5号)
(総務文教委員長報告)
- 日程第15 議案第13号 平成28年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)
(総務文教委員長報告)
- 日程第16 議案第14号 平成28年度地方独立行政法人くらて病院貸付金特別会計補正予算(第1号)
(総務文教委員長報告)

- 日程第17 議案第15号 平成29年度鞍手町一般会計予算
(予算特別副委員長報告)
- 日程第18 議案第16号 平成29年度鞍手町国民健康保険事業特別会計予算
(民生産業委員長報告)
- 日程第19 議案第17号 平成29年度鞍手町後期高齢者医療特別会計予算
(民生産業委員長報告)
- 日程第20 議案第18号 平成29年度鞍手町住宅新築資金等特別会計予算
(民生産業委員長報告)
- 日程第21 議案第20号 平成29年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計予算
(民生産業委員長報告)
- 日程第22 議案第21号 平成29年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計予算
(民生産業委員長報告)
- 日程第23 議案第19号 平成29年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計予算
(総務文教委員長報告)
- 日程第24 議案第22号 平成29年度地方独立行政法人くらて病院貸付金等特別会計予算
(総務文教委員長報告)
- 日程第25 議案第23号 平成29年度鞍手町水道事業会計予算
(総務文教委員長報告)
- 日程第26 陳情第1号 玄海原発を再稼働しないよう求める意見書の提出を求める陳情
(総務文教委員長報告)
- 日程第27 閉会中の継続事件

平成29年3月16日（第4日）

開議 13時00分

○議長 星 正彦君

これから本日の会議を開きます。

日程はお手元に配布のとおりです。

これより日程に入ります。

日程第1 議案第8号から日程第6 議案第25号までの6件を一括して議題とします。

本案は、民生産業委員会に付託していただきましたので、民生産業委員長の審査報告を求めます。

須藤民生産業委員長。

○13番 須藤 敏夫君

民生産業委員会の議案審査報告をいたします。

議案第8号 鞍手町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例。

議案第9号 鞍手町隣保館設置及び管理条例の一部を改正する条例。

議案第11号 平成28年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）。

議案第12号 平成28年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）。

議案第24号 鞍手町総合福祉センターの指定管理者の指定。

議案第25号 地方独立行政法人くらて病院 第2期中期計画の認可。

本委員会は、3月8日に付託された上記の議案を審査の結果、いずれも原案を可決すべきものと決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

○議長 星 正彦君

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

議案第8号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第9号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第11号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第12号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第24号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第 25 号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

議案第 8 号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第 9 号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第 11 号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第 12 号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第 24 号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第 25 号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 8 号 鞍手町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第 8 号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 9 号 鞍手町隣保館設置及び管理条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第 9 号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 11 号 平成 28 年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 4 号) を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第11号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第12号 平成28年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第12号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第24号 鞍手町総合福祉センターの指定管理者の指定を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第24号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第25号 地方独立行政法人くらて病院 第2期中期計画の認可を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第25号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第7 議案第1号から日程第16 議案第14号までの10件を一括して議題とします。

本案は、総務文教委員会に付託していただきましたので、総務文教委員長の審査報告を求めます。

田中総務文教委員長。

○6番 田中 二三輝君

総務文教委員会の議案審査報告をいたします。

議案第1号 鞍手町過疎地域自立促進計画の変更。

議案第2号 鞍手町附属機関設置条例の一部を改正する条例。

議案第3号 鞍手町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例。

議案第4号 鞍手町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例。

議案第5号 鞍手町特別会計条例の一部を改正する条例。

議案第6号 鞍手町公共施設改築事業引当基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例。

議案第7号 鞍手町税条例等の一部を改正する条例。

議案第10号 平成28年度鞍手町一般会計補正予算(第5号)。

議案第13号 平成28年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)。

議案第14号 平成28年度地方独立行政法人くらて病院貸付金特別会計補正予算(第1

号)。

本委員会は、3月8日に付託された上記の議案を審査の結果、いずれも原案を可決すべきものと決定したので会議規則第76条の規定により報告します。

○議長 星 正彦君

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

議案第1号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第2号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第3号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第4号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第5号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第6号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第7号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第10号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第13号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第14号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

議案第1号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第2号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第3号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第4号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第5号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第6号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第7号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第10号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第13号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第14号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第1号 鞍手町過疎地域自立促進計画の変更を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第1号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第2号 鞍手町附属機関設置条例の一部を改正する条例を採決します。
本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第2号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第3号 鞍手町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第3号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第4号 鞍手町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第4号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第5号 鞍手町特別会計条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第5号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第6号 鞍手町公共施設改築事業引当基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第6号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第7号 鞍手町税条例等の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第7号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第10号 平成28年度鞍手町一般会計補正予算(第5号)を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第10号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第13号 平成28年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第13号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第14号 平成28年度地方独立行政法人くらはて病院貸付金特別会計補正予算(第1号)を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第14号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第17 議案第15号を議題とします。

本案は、予算特別委員会に付託していただきましたので、予算特別副委員長の審査報告を求めます。

田中予算特別副委員長。

○6番 田中 二三輝君

予算特別委員会の議案審査報告をいたします。

議案第15号 平成29年度鞍手町一般会計予算。

本委員会は、3月8日に付託された上記の議案を審査の結果、原案を可決すべきものと決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

○議長 星 正彦君

これから、副委員長報告に対する質疑を行います。

議案第15号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

議案第15号について討論はありませんか。

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

議案第15号 平成29年度鞍手町一般会計予算に対し、日本共産党を代表して反対討論を行います。

2017年度の政府予算案は、「アベノミスク」と「消費税頼み」路線の行き詰まりのしわ寄せを国民に押しつけるとともに、軍拡推進の道を暴走する安倍内閣の強健的な姿勢を象徴

する予算案となっています。

社会保障費の自然増分が1,400億円も削減され、老齢・障害年金やひとり親家庭の児童扶養手当も減額されています。さらに、文教予算や中小企業予算も軒並み減額され、低年金への上乗せや介護保険料の低所得者減額は先送りされています。

一方で、軍事費は5年連続の増額で5兆1,251億円となり、戦争する国作りを進める危険な予算です。富裕層優遇の不公平税制や研究開発減税などの大企業優遇税制は温存されています。そして、福島原発事故の処理費を国民負担でまかなう方向もとっています。「アベノミスク」の破たんによって、税収が伸び悩むなど、財政面でも安倍政治が行き詰まり、そのしわ寄せが国民に押しつけられる「トリクルダウン」と消費税頼みの路線では、暮らしも経済もよくなりません。

平成29年度鞍手町一般会計予算は、基本的には政府予算に追随する予算となっています。そういった中、子どもの医療費無料化の継続や学童保育利用料の一部減免などの予算がくまれていることは歓迎いたします。

しかしながら、高すぎる国保税やゴミ袋料金の引き下げ、保育料の負担軽減、同和関係予算にはメスが入っておらず、税の公平性も保たれていません。

こういった問題点の解決策を示し、国保税やゴミ袋料金の値下げ、さらなる子育て支援など、町民の暮らしと営業を応援する予算に組み替えていくことを求めて反対討論を終わります。

○議長 星 正彦君

他に討論はありませんか。

田中二三輝君。

○6番 田中 二三輝君

議案第15号 平成29年度鞍手町一般会計予算に対し、賛成の立場で討論をいたします。

国全体が急激な少子高齢化、人口減少する中、平成29年度は社会保障費の増大や公共施設等の老朽化に伴う更新等に係る財源確保など、依然として厳しい状況であります。

しかしながら、山積する課題に対し、今回提案された予算案については、人口減少対策として賃貸住宅家賃補助事業費や少子化対策として不妊治療支援事業費などの計上があるほか、子どもの教育向上のための新たな事業費などが計上されており、さらにこれまでも重要な課題とされながらも先送りされてきた庁舎の建替えについても関係予算の計上があり、災害に対する安心・安全なまちづくりに取り組んでいるとする予算案となっております。

新たなまちづくや課題解決に取り組むための新規事業に対する財源確保については熟慮する必要がありますが、町立高等学校のあり方や学校給食共同調理場のあり方について検討していくなどの現状に甘んじることなく行財政改革にも取り組んでいこうとする姿勢が伺えます。

議会としても住民の代表として、予算の計上・執行については、チェック機関としての役割を十分果たしていく必要がありますが、これらのことを踏まえ、総合的な視点に立ち、「次

世代につなぐ、つながる」予算案であると判断し、賛成討論といたします。

○議長 星 正彦君

他に討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第15号 平成29年度鞍手町一般会計予算を採決します。

本案に対する副委員長の報告は可決であります。

本案は、副委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第15号は副委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第18 議案第16号から日程第22 議案第21号までの5件を一括して議題とします。

本案は、民生産業委員会に付託していただきましたので、民生産業委員長の審査報告を求めます。

須藤民生産業委員長。

○13番 須藤 敏夫君

民生産業委員会の議案審査報告をいたします。

議案第16号 平成29年度鞍手町国民健康保険事業特別会計予算。

議案第17号 平成29年度鞍手町後期高齢者医療特別会計予算。

議案第18号 平成29年度鞍手町住宅新築資金等特別会計予算。

議案第20号 平成29年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計予算。

議案第21号 平成29年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計予算。

本委員会は、3月8日に付託された上記の議案を審査の結果、いずれも原案を可決すべきものと決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

○議長 星 正彦君

これから委員長報告に対する質疑を行います。

議案第16号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第17号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第18号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第20号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第21号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

議案第16号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第17号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第18号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第20号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第21号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第16号 平成29年度鞍手町国民健康保険事業特別会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第16号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第17号 平成29年度鞍手町後期高齢者医療特別会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第17号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第18号 平成29年度鞍手町住宅新築資金等特別会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第18号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第20号 平成29年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第20号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第21号 平成29年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第21号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第23 議案第19号から日程第25 議案第23号までの3件を一括して議題とします。

本案は、総務文教委員会に付託していただきましたので、総務文教委員長の審査報告を求めます。

田中総務文教委員長。

○6番 田中 二三輝君

総務文教委員会の議案審査報告をいたします。

議案第19号 平成29年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計予算。

議案第22号 平成29年度地方独立行政法人くらて病院貸付金等特別会計予算。

議案第23号 平成29年度鞍手町水道事業会計予算。

本委員会は、3月8日に付託された上記の議案を審査の結果、いずれも原案を可決すべきものと決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

○議長 星 正彦君

これから委員長報告に対する質疑を行います。

議案第19号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第22号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第23号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

議案第19号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第22号について討論はありませんか。

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

議案第22号 平成29年度地方独立行政法人くらて病院貸付金等特別会計予算に反対の立場から討論を行います。

この議案は、くらて病院整備基本構想に基づき、主に町立野球場を取り壊し、その跡地にくらて病院を新築移転するための実施設計を行う財源を貸し付ける予算となっていますが、建設予定地の町立野球場があるエリア一帯は炭鉱閉山後、人口が一気に減少し、町が疲弊したときに復興の起爆剤として様々な文化、体育施設の建設が進められました。整備が進むと並行して周辺にいくつもの大型団地が造成され、人口の増加に結びつき、鞍手町のまちづくりの起点となった施設群です。

野球場や運動場、テニスコートや中央公民館などの文化、体育施設は現在も子どもから大人まで多くの人に親しまれ、利用されている鞍手町の中心施設であり、1つのエリアにこれだけの施設が集まっている町は他になく、町にとっても町民にとっても自慢の施設です。その中核施設である野球場を取り壊し、病院にする正当な理由が見つかりません。何の施設でも雑多に集めればいいわけではなく、まちづくりの観点からも改悪することに繋がります。

また中央公民館は子ども図書室や学習室、研修室などがある文教施設ですが、病院が移転してくると救急医療に積極的に取り組むとのことから救急車両の出入りの度に救急車両のサイレンが鳴り響き、落ち着いた環境を壊し、学習や研修の妨げになるのではないかと危惧します。さらに老健施設のある新館棟と病院を切り離すことで、新館棟3階の60床分のワンフロアすべてが病棟として利用されなくなり、資産価値としては減価償却をしたとしても数億円分が無駄になります。

最後に、新築移転をする際には65億円超え、町の当初予算に匹敵するほどの巨額の事業費が必要です。にもかかわらず今まで町民に対して何の説明もなく、合意形成もせず、多くの町民が何も知らない中で実施設計を行うための財源の貸付けを認めることは町民に不信感を持たれかねないと言わざるを得ません。

まずは町民に情報を提供し、町民と双方向で意見交換をすべきとの考えから議案第22号に反対いたします。

○議長 星 正彦君

他に討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで討論を終わります。

次に、議案第23号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第19号 平成29年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第19号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第22号 平成29年度地方独立行政法人くらて病院貸付金等特別会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第22号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第23号 平成29年度鞍手町水道事業会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第23号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第26 陳情第1号を議題とします。

本陳情は総務文教委員会に付託していただきましたので総務文教委員長の審査報告を求めます。

田中総務文教委員長。

○6番 田中 二三輝君

総務文教委員会の陳情審査報告をいたします。

陳情第1号 玄海原発を再稼働しないよう求める意見書の提出を求める陳情。

本委員会は、3月1日に付託された上記の陳情を審査の結果、不採択と決定したので、会議規則第94条の規定により報告します。

○議長 星 正彦君

これから委員長報告に対する質疑を行います。

陳情第1号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

陳情第1号について討論はありませんか。

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

陳情第1号 玄海原発を再稼働しないよう求める意見書の提出を求める陳情について賛成討論を行います。

鞍手町は玄海原発から約80キロに位置し、一度事故が起きれば重大な被害をもたらすのは間違いありません。また、町長の答弁にもありますように、熊本地震のような大規模地震はいつどこで起きてもおかしくありません。

政府の原発再稼働路線は、亡国の道を歩むことにもなり、とりわけ玄海原発の再稼働により事故が起きた場合の責任は誰がとるのでしょうか。

今回の陳情は、単に国に意見書をあげるということだけではなく、町民の代表として、鞍手町民の命と財産を守るという立場も同時に示すことにもなります。

原発は再稼働ではなく、今すぐ原発ゼロに向かうべきだということを強く訴えて賛成討論を終わります。

○議長 星 正彦君

他に討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

陳情第1号 玄海原発を再稼働しないよう求める意見書の提出を求める陳情を採決します。

この陳情に対する委員長の報告は不採択であります。

陳情第1号 玄海原発を再稼働しないよう求める意見書の提出を求める陳情を採択することに賛成の方は挙手をお願いします。

「挙手」少数

挙手少数です。よって陳情第1号は不採択とすることに決定しました。

次に進みます。

日程第27 閉会中の継続事件を議題とします。

各委員長から目下審査する事件について会議規則第74条の規定に基づき、お手元に配布しましたとおり閉会中の継続審査の申し出があっております。

お諮りします。

各委員長の申し出のとおり継続審査にすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって委員長からの申し出のとおり継続審査にすることに決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

これをもって、平成29年第2回定例会を閉会します。

閉会 13時39分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議長 星 正 彦

副議長 久保田 正之

議員 須藤 敏夫

議員 熊井 照明